

白岡市長等の給料の額の特例に関する条例の概要

1 条例制定の理由

白岡市の財政状況を鑑み、行財政改革の先べんをつけるものとして、市長、副市長及び教育長の給料を減額するため、この条例を制定するものである。

2 条例の概要

令和4年1月1日から令和6年11月25日までの間において市長の給料月額を20パーセント、令和4年1月1日から同年3月31日までの間において副市長の給料月額を10パーセント、令和4年1月1日から令和6年3月31日までの間において教育長の給料月額を5パーセント、それぞれ減額する。

職	給料月額 (減額前)	減額の割合	給料月額 (減額後)	月額減額分
市長	810,000円	100分の20	648,000円	162,000円
副市長	686,000円	100分の10	617,400円	68,600円
教育長	641,000円	100分の5	608,950円	32,050円

3 施行期日等

- (1) 条例の施行期日は、令和4年1月1日とする。
- (2) 条例の有効期限は、令和6年11月25日（市長任期満了日）とする。

《参考》

対象期間（市長：令和4年1月1日から令和6年11月25日まで、副市長：令和4年1月1日から同年3月31日まで、教育長：令和4年1月1日から令和6年3月31日まで）における給料額

職	給料額 (減額前)	給料額 (減額後)	減額分
市長	28,195,714円	22,556,571円	5,639,143円
副市長	2,058,000円	1,852,200円	205,800円
教育長	17,307,000円	16,441,650円	865,350円
計	47,560,714円	40,850,421円	6,710,293円

※ 市長については、令和6年11月分において日割り計算となるため端数が生じる。